

## ．各種基準

ここでは環境に関する各種基準値についてまとめました。

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準「健康項目」と生活環境の保全に関する環境基準「生活環境項目」とがあります。生活環境項目は水域の利水目的別に異なる値が適用されていますが、健康項目は全国の公共用水域に一律に適用されています。

人の健康の保護に関する環境基準は、従来、カドミウム等の9項目について設定されていましたが、近年の多種多様な化学物質の生産や使用に伴い、平成5年に改正されました。平成5年の改正では、有機塩素系化合物や農薬等が新たな項目として追加されたほか、鉛とヒ素についても基準値が強化されました。また、健康の保護に関連性があり、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて「要監視項目」という枠組みが新たに設けられました。平成11年には、要監視項目から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が健康項目へ移行されました。

水質汚濁に係る環境基準の改正に引続いて、「土壌汚染に係る環境基準」も平成6年に改正されたほか、「排水基準」及び「地下浸透水の規制基準」も強化されました。

水道水に関しては、平成4年に引き続き、水質基準が改正されました。新基準では、新基準では、人の健康の確保および生活利用上の要請の両面から基準を設定するという考え方を継承し、新たに地域性・効率性を考慮した柔軟な水質基準の運用ができるよう配慮されています。水質基準50項目、水質管理目標設定項目(案)27項目、要検討項目(案)40項目、農薬類(案)101項目が定められています(「(案)」は「水質基準の見直し等について(答申)(平成15年4月28日、厚生科学審議会)」による)。

農薬による水質汚濁の防止については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」等により対策がなされ、さらに公共用水域等の水質目標として水質環境基準と要監視項目が定められたが、空中散布等により一時に広範囲で使用される農薬でこれまで基準値等が定められていないものについても指針値を設定するため、平成6年に「公共用水域等における農薬の水質評価指針」が定められました。また、平成9年には「農薬のゴルフ場排水暫定指針値」が定められ、アセフェート等5項目が追加されました。

「再生水利用に関する技術上の基準」は、下水処理水を景観維持等の用途に再利用していくための指針として作成されたものです。

「今後の河川水質管理の指標(案)」は、現状の水質環境基準による評価だけでは河川水質や河川環境上の諸課題を十分に把握することが困難であり河川管理者としての河川水質管理の指標が必要であることから、水質管理検討会で今後の河川水質管理の指標を検討したものです。

「水産用水基準」は日本水産資源保護協会が指針として定めているものです。「悪臭物質の排出規制」は敷地境界や発生源における濃度等が定められていますが、ここにはそのうちの敷地境界での排出基準を掲載しました。「有害産業廃棄物に係る判定基準」は、有害物質を含む産業廃棄物を海洋投入あるいは埋め立てにより処分する際の許容範囲として定められたものです。

## 水質汚濁に係る環境基準

### 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
ジス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号（平成 15 年 11 月 5 日環境庁告示第 123 号改正）

生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

類型	利用目的の 適応性	項目				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5.0mg/L以上	5000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5.0mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2.0mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2.0mg/L以上	

備考1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2. 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低水温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高水温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号（平成 15 年 11 月 5 日環境庁告示第 123 号改正）

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上の人工湖）

ア

類型	利用目的の 適応性	項目				
		pH	COD	SS	DO	大腸菌群数
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5.0mg/L 以上	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2.0mg/L 以上	

備考 水産 1, 2, 3 級については、当分の間、SS の基準値は適用しない

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	項目	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く) 水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する
3. 農業用水については、全リンの基準値は適用しない
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用及び水産2, 3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低音域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高音域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(平成15年11月5日環境庁告示第123号改正)

2 海域

ア

類型	利用目的の 適応性	項目				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL 以下	検出されないこ と
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5.0mg/L以上		検出されないこ と
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2.0mg/L以上		

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	項目	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増加を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(平成15年11月5日環境庁告示第123号改正)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下

昭和46年12月28日環境庁告示第59号（平成15年11月5日環境庁告示第123号改正）

## 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	クロルニトロフェン（CNP）	- *1
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	ニッケル	- *2
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L 以下		

\*1 クロルニトロフェン(CNP)の指針値は、平成6年3月15日付け環水管第43号で削除された

\*2 ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環告第14号で削除された

平成16年3月31日付け環境省環境管理局水環境部長通知

公共用水域が該当する水質環境基準の水域類型の指定(北陸地方)

(1)河川

水系名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
荒川水系	改正平成16年1月16日 (新潟県告示第40号)	荒川中流(県境から旭橋まで)	AA	イ
		荒川下流(旭橋より下流)	AA	イ
阿賀野川水系	昭和48年3月31日 (環境庁告示第21号)	阿賀野川(1)(大川橋より上流)	A	イ
	昭和48年3月31日 (環境庁告示第21号) 改正平成14年7月15日 (環境省告示第45号)	阿賀野川(2)(大川橋から日橋川合流点まで)	A	イ
	昭和48年3月31日 (環境庁告示第21号)	阿賀野川(3)(日橋川合流点から新郷ダムまで)	A	ハ
	昭和48年3月31日 (環境庁告示第21号)	阿賀野川(4)(新郷ダムより下流)	A	イ
	昭和49年3月26日 (福島県告示第285号)	只見川(田子倉貯水池より下流)	A	イ
	昭和57年6月22日 (福島県告示第818号)	伊南川	A	イ
		湯川(滝見橋より上流)	A	イ
		湯川(滝見橋より下流)	B	ロ
		旧湯川	B	ロ
		宮川	A	イ
		旧宮川	B	イ
		日橋川(pHを除く)	A	イ
		田付川(猫ノ尾橋より上流)	A	ロ
田付川(猫ノ尾橋より下流)		B	ハ	
濁川(濁川橋より上流)	A	イ		
濁川(濁川橋より下流)	B	イ		
昭和51年4月22日 (新潟県告示第488号)	安野川(全域)	A	ロ	
改正平成16年1月16日 (新潟県告示第41号)	都辺田川(全域)	A	イ	
	新谷川(全域)	AA	イ	
	常浪川(全域)	AA	イ	
	早出川(全域)	AA	イ	
	福島潟(高橋から潟口橋まで)	B	ハ	
	新井郷川上流(潟口橋から新井郷川排水機場まで)	B	ハ	
	改正 新井郷川中流(新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで)	B	イ	
新井郷川下流(旧加治川合流点より下流)	C	ハ		
新発田川(住吉橋より下流)	C	イ		
信濃川水系	昭和47年4月6日 (環境庁告示第7号)	信濃川上流(南佐久郡の湯川合流点より上流)	AA	イ
	昭和47年6月19日 (長野県告示第378号)	信濃川上流(南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで)	A	イ
		信濃川上流(大屋橋から県境まで)	A	ロ
		犀川(島々谷川合流点より上流)	AA	イ
	犀川(島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	
		犀川(奈良井川合流点より下流)	A	ロ
	昭和50年5月22日 (長野県告示第281号)	依田川(全域)	A	イ
	奈良井川(今村橋より上流)	A	イ	
		奈良井川(今村橋から下流)	A	ロ
	昭和59年2月6日 (長野県告示第115号)	田川(全域)	A	ロ
昭和52年12月19日 (長野県告示第670号)	夜間瀬川(全域)(角間川を含む)	A	ロ	
高瀬川(農具川合流点より上流)	AA	イ		
	高瀬川(農具川合流点から下流)(農具川を含む)	A	イ	
昭和54年3月29日 (長野県告示第264号)	福花川(全域)	A	イ	
昭和55年10月9日 (長野県告示第645号)	神川(全域)	A	イ	

水系名	告示年月日	水域の区分	該当 類型	達成 期間
信濃川水系	昭和 57 年 9 月 30 日 (長野県告示第 640 号)	鳥居川(全域)	A	イ
	平成 6 年 1 月 24 日 (長野県告示第 65 号)	湯川(全域)	A	イ
		麻積川(全域)	A	イ
	平成 7 年 2 月 20 日 (長野県告示第 128 号)	相木川(全域)(南相木川を含む)	AA	イ
		樽川(全域)	A	イ
		鎖川(全域)	A	イ
	平成 7 年 12 月 25 日 (長野県告示第 951 号)	鹿曲川(全域)	AA	ハ
		浦野川(全域)(産川を含む)	A	ハ
	平成 8 年 12 月 9 日 (長野県告示第 864 号)	穂高川(全域)	AA	ハ
	昭和 46 年 5 月 25 日 (閣議決定)	信濃川中流(県境から中之口川合流点まで)	A	□
	平成 15 年 3 月 27 日(環境 省告示第 36 号)	信濃川下流(中之口川合流点より下流)	A	イ
	昭和 46 年 5 月 25 日 (閣議決定)  改正平成 16 年 1 月 16 日 (新潟県告示第 40 号)	放水路	A	□
		河口港	E	ハ
		中津川上流(穴藤ダムより上流)	AA	イ
		中津川下流(穴藤ダムから信濃川合流点まで)	A	イ
		清津川上流(水無川合流点より上流)	AA	イ
改正 清津川下流(水無川合流点から信濃川合流点まで)		AA	イ	
魚野川上流(大源太川合流点より上流)		AA	イ	
魚野川下流(大源太川合流点より下流)		A	イ	
刈谷田川(全域)		B	□	
洸海川(全域)		A	イ	
五十嵐川上流(三条市上水道取水点より上流)		A	イ	
改正 五十嵐川下流(三条市上水道取水点から信濃川合流点まで)		A	イ	
中之口川(全域)		A	□	
西川上流(善光寺橋より上流)		A	□	
西川下流(善光寺橋から信濃川合流点まで)		B	□	
改正 通船川(木戸閘門から信濃川合流点まで)	D	イ		
栗ノ木川(竹尾用水機より下流)	E	ハ		
能代川(全域)	B	□		
改正 小阿賀野川(全域)	A	イ		
昭和 51 年 4 月 22 日 (新潟県告示第 488 号) 改正 昭和 61 年 4 月 25 日 (新潟県告示第 1245 号)	栗の木川上流(亀田用水路の横越村村道 2 号線との交点から 竹尾用水機まで)	C	ハ	
昭和 53 年 4 月 28 日 (新潟県告示第 865 号)  改正 平成 16 年 1 月 16 日 (新潟県告示第 42 号)	猿橋川上流(霞橋より上流)	A	イ	
	猿橋川下流(霞橋から信濃川合流点まで)	B	イ	
	破間川(全域)	A	イ	
	佐梨川上流(小平沢橋より上流)	A	イ	
	改正 佐梨川下流(小平沢橋から魚野川合流点まで)	A	イ	
宇田沢川(全域)	A	イ		
	三国川(六日町大字清水瀬字入山 622 番の 1 地先より下流)	A	イ	
昭和 61 年 4 月 25 日 (新潟県告示第 1246 号)	加茂川上流(八幡橋より上流)	A	イ	
	加茂川下流(八幡橋直下流より信濃川合流点まで)	B	イ	
平成 13 年 3 月 19 日 (新潟県告示第 595 号)	黒川(黒川放水路を含む全域)	B	イ	

水系名	告示年月日	水域の区分	該当 類型	達成 期間	
関川水系	昭和 46 年 5 月 25 日 (閣議決定)  改正 平成 16 年 1 月 16 日 (新潟県告示第 38 号)	関川上流(一之橋より上流)	A A	イ	
		関川中流(一之橋から渋江川合流点まで)	A	イ	
		改正 関川下流(渋江川合流点より下流)	B	イ	
		保倉川上流(保倉川橋より上流)	A	イ	
		改正 保倉川中流(保倉川橋から飯田川合流点まで)	A	イ	
		改正 保倉川下流(飯田川合流点より下流)	B	イ	
関川水系	昭和 52 年 4 月 30 日 (新潟県告示第 832 号)	飯田川上流(川浦橋より上流)	A	イ	
		飯田川下流(川浦橋から保倉川合流点まで)	B	イ	
		矢代川上流(瀬渡橋より上流)	A A	イ	
		矢代川下流(瀬渡橋から関川合流点まで)	A	イ	
		渋江川上流(大川橋より上流)	A A	イ	
		渋江川下流(大川橋から関川合流点まで)	C	イ	
姫川水系	昭和 51 年 4 月 22 日 (長野県告示第 262 号)	姫川(姫川第 3 号ダムより上流)	A	イ	
	昭和 51 年 4 月 22 日 (新潟県告示第 488 号)	姫川(姫川第 3 号ダムから下流)	A A	イ	
	昭和 51 年 4 月 22 日 (新潟県告示第 488 号)	姫川(県境より下流)	A A	イ	
黒部川水系	昭和 49 年 12 月 18 日 (富山県告示第 1151 号) 平成 3 年 3 月 29 日 一部改正 (富山県告示第 246 号)	黒部川(黒部ダム貯水池(黒部湖)水域を除く)	A A	イ	
常願寺川水系	昭和 49 年 12 月 18 日 (富山県告示第 1151 号) 平成 3 年 3 月 29 日 一部改正 (富山県告示第 246 号)	常願寺川上流(常願寺橋より上流)	A A	イ	
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ	
神通川水系	昭和 47 年 4 月 1 日 (富山県告示第 324 号)	神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ	
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	□	
		いたち川(全域)	C	□	
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ	
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ	
		熊野川(全域)	A	イ	
		富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	□	
		昭和 57 年 1 月 14 日 (富山県告示第 16 号)	松川(全域)	B	□
		昭和 47 年 3 月 31 日 (岐阜県告示第 216 号)	神通川(宮川)上流(常泉寺川合流点より上流)	A A	イ
		一部改正平成 14 年 3 月 29 日 (岐阜県告示第 191 号)	神通川(宮川)下流(常泉寺川合流点より下流)	A	イ
	高原川上流(神岡町浅井田堰堤より上流)	A A	イ		
	高原川下流(神岡町浅井田堰堤より下流)	A A	イ		
昭和 51 年 4 月 20 日 (岐阜県告示第 297 号)	川上川(全域)	A	イ		
	荒城川(全域)	A	イ		
	小鳥川(全域)	A	イ		
平成 12 年 3 月 31 日 (岐阜県告示第 261 号)	小八賀川(全域)	A A	イ		
庄川水系	昭和 48 年 9 月 28 日 (富山県告示第 936 号)	庄川上流(雄神橋より上流県境まで)	A A	イ	
		庄川下流(雄神橋より下流)	A	イ	
		和田川(全域)	A	イ	
	昭和 52 年 2 月 1 日 (岐阜県告示第 号)	庄川(県境より上流)	A	イ	
小矢部川水系	昭和 51 年 3 月 26 日 (富山県告示第 237 号)	小矢部川上流(太美橋より上流)	A A	イ	
		山田川上流(二ヶ渚(上原地内)えん堰より上流)	A A	イ	
		山田川下流(二ヶ渚(上原地内)えん堰より下流)	A	イ	
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ	
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ	

水系名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流) 祖父川(全域) 千保川(全域)	D B D	□ イ □
手取川水系	昭和50年3月28日 (石川県告示第148号)	手取川上流(風嵐谷合流点から上流) 手取川中流(風嵐谷合流点から手取川橋まで) 手取川下流(手取川橋から河口まで) 尾添川上流(原井谷川合流点から上流) 尾添川下流(原井谷川合流点から手取川本川合流点) 大日川上流(雁沢橋から上流) 大日川下流(雁沢橋から手取川本川合流点)	A A A B A A A A A A	イ イ イ イ イ イ イ
梯川水系	昭和49年3月30日 (石川県告示第224号)	梯川上流(白江大橋から上流) 梯川下流(白江大橋から下流) 郷谷川 前川	A B A B	イ □ イ □

達成期間 イ：直ちに達成  
□：5年以内で可及的速やかに達成  
八：5年を越える期間で可及的速やかに達成

## (2)湖沼

水系名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間	
阿賀野川水系	昭和49年3月26日 (福島県告示第285号) 昭和61年3月11日(福島県告示第366号)に、全窒素・全リンの類型指定 猪苗代湖 検原湖 小野川湖 秋元湖	猪苗代湖(pHを除く) *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ イ	
		検原湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	□ イ	
		小野川湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	□ イ	
		秋元湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	□ イ	
		曾原湖	(ア)湖沼A -	□ -	
		雄国沼	(ア)湖沼A -	□ -	
		磐梯五色沼湖沼群(pHを除く)	(ア)湖沼A -	□ -	
		田子倉貯水池(大島ダムより下流)	(ア)湖沼A -	イ -	
		羽鳥湖	(ア)湖沼A -	イ -	
		昭和51年3月30日 (福島県告示第354号)	奥只見貯水池(福島県に属する水域に限る)	(ア)湖沼A -	イ -
		昭和53年4月7日 (福島県告示第458号)	沼沢沼	(ア)湖沼A -	イ -
		昭和56年4月10日 (福島県告示第582号)	尾瀬沼	(ア)湖沼A -	イ -
		平成13年3月27日 (福島県告示第306号)	東山ダム貯水池 *ただし全窒素については、当分の間適用しない 平成17年度までの暫定目標 全燐0.014mg/l	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ ニ
		昭和51年4月22日 (新潟県告示第488号)	奥只見貯水池(新潟県の水域)	(ア)湖沼A -	イ -
		平成15年3月27日 (環境省告示第36号)	大川ダム貯水池(若郷湖)(全域) *全窒素の項目の基準値を除く	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ イ

水系名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間		
信濃川水系	昭和51年5月4日 (長野県告示第280号) 昭和60年3月22日(長野県告示第250号)に、全窒素・全リンの類型指定 青木湖 中網湖 木崎湖	青木湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A A (イ)湖沼	イ イ		
		中網湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A A (イ)湖沼	ロ ハ		
		木崎湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A A (イ)湖沼	ロ ハ		
		丸池(琵琶池を含む)	(ア)湖沼A -	ロ -		
		猪名湖(松原湖)(長湖、大月湖を含む)	(ア)湖沼A -	イ -		
		大座法師池	(ア)湖沼A -	イ -		
		女神湖	(ア)湖沼A -	イ -		
		みどり湖	(ア)湖沼A -	イ -		
		美鈴湖	(ア)湖沼A -	イ -		
		昭和46年5月25日 (閣議決定)	鳥屋野潟(全域)	(ア)湖沼B -	ロ -	
		関川水系	昭和51年5月4日 (長野県告示第280号) 平成元年4月10日(長野県告示第319号)に、全窒素・全リンの類型指定 野尻湖	野尻湖 *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A A (イ)湖沼	ハ ハ
		黒部川水系	平成3年3月29日 (富山県告示第245号)	黒部ダム貯水池(黒部湖) *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ イ
	常願寺川水系	平成元年3月23日 (富山県告示第278号)	有峰ダム貯水池(有峰湖) *ただし全窒素については、当分の間適用しない	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ イ	
庄川	平成13年3月30日 (岐阜県告示第247号)	境川ダム貯水池(全域)	(ア)湖沼A (イ)湖沼	イ イ		
梯川水系	昭和49年3月30日 (石川県告示第224号) 平成元年3月28日(石川県告示第170号)に、全窒素・全リンの類型指定	木場潟	(ア)湖沼A (イ)湖沼	ハ -		

達成期間 イ：直ちに達成  
ロ：5年以内で可及的速やかに達成  
ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

水質汚濁防止法に基づく排水基準

(1) 有害物質

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
シアン化合物	1.0mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNに限る。)	1.0mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.02mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
ひ素及びその化合物	0.1mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L 以下
PCB	0.003mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：10mg/L 以下 海域に排出されるもの：230mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：8mg/L 以下 海域に排出されるもの：15mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L 以下 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
四塩化炭素	0.02mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下		

(2) 生活環境項目

項目	基準値	備考
pH	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外への排出) 5.0 以上 9.0 以下 (海域への排出)	
BOD	160mg/L 以下 (日間平均 120mg/L 以下)	湖沼以外、海域以外への排出
COD	160mg/L 以下 (日間平均 120mg/L 以下)	湖沼及び海域への排出
SS	200mg/L 以下 (日間平均 150mg/L 以下)	
n-ヘキサン抽出物質		
鉱油類	5mg/L 以下	
動植物油類	30mg/L 以下	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅	3mg/L 以下	
亜鉛	5mg/L 以下	
溶解性鉄	10mg/L 以下	
溶解性マンガン	10mg/L 以下	
クロム	2mg/L 以下	
ふっ素	-	有害物質へ移行
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup> 以下	
窒素	120mg/L 以下 (日間平均 60mg/L 以下)	湖沼及び海域への排出*
リン	16mg/L 以下 (日間平均 8mg/L 以下)	湖沼及び海域への排出*

\* 植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境庁長官が定める湖沼、海域、これらに流入する公共用水域に限る

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号 (平成 16 年 5 月 31 日環令第 16 号改正)



水道法に基づく水質基準

(1) 水道水の水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査の 省略*	水質検査省略に当たっての検討箇所*				
				河川水	湖沼水	地下水	資機材	消毒
基01	一般細菌	100個/mL	不可					
基02	大腸菌	不検出	不可					
基03	カドミウム	0.01						
基04	クロム(6価)	0.05						
基05	水銀	0.0005						
基06	セレン	0.01						
基07	鉛	0.01					鉛管	
基08	ひ素	0.01						
基09	シアン	0.01	不可					
基10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	不可					
基11	ふっ素	0.8						
基12	ぼう素	1		海水淡水の場合は省略不可				
基13	四塩化炭素	0.002						
基14	1,4-ジオキサン	0.05						
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04						
基17	ジクロロメタン	0.02						
基18	テトラクロロエチレン	0.01						
基19	トリクロロエチレン	0.03						
基20	ベンゼン	0.01						
基21	臭素酸	0.01	不可				次亜塩素	オゾン処理
基22	クロロホルム	0.06	不可					
基23	ジブromクロロメタン	0.1	不可					
基24	ブromジクロロメタン	0.03	不可					
基25	ブromホルム	0.09	不可					
基26	総トリハロメタン	0.1	不可					
基27	クロロ酢酸	0.02	不可					
基28	ジクロロ酢酸	0.04	不可					
基29	トリクロロ酢酸	0.2	不可					
基30	ホルムアルデヒド	0.08	不可					
基31	亜鉛	1						
基32	アルミニウム	0.2					凝集剤	
基33	塩化物イオン	200	不可					
基34	硬度(Ca, Mg等)	300						
基35	鉄	0.3						
基36	銅	1						
基37	ナトリウム	200						
基38	マンガン	0.05						
基39	陰イオン界面活性剤	0.2						
基40	ジェオスミン	0.00001						
基41	非イオン界面活性剤	0.02						
基42	フェノール類	0.005						
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001						
基44	有機物質(TOC)	5	不可					
基45	味	異常でない	不可					
基46	色度	5度	不可					
基47	臭気	異常でない	不可					
基48	蒸発残留物	500						
基49	濁度	2度	不可					
基50	pH	5.8-8.6	不可					

\*印の欄は、水質基準の見直し等について(答申)(平成15年4月28日、厚生科学審議会)による。  
印は平成4年厚生省令第69号からの新規項目。

平成15年5月30日 厚生労働省令第101号

(2) 水質管理目標設定項目(案)

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査の 優先度	水質検査書略に当たっての検討箇所				
				河川水	湖沼水	地下水	資機材	消毒
目01	アンチモン	0.015						
目02	ウラン	0.002P						
目03	ニッケル	0.01P	高					
目04	亜硝酸性窒素	0.05P	高					
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004						
目06	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04						
目07	1,1,2-トリクロロエタン	0.006						
目08	トルエン	0.2						
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1						
目10	亜塩素酸	0.6					酸化塩素使用の場合に検査を実施	
目11	塩素酸	0.6					酸化塩素使用の場合に検査を実施	
目12	二酸化塩素	0.6					酸化塩素使用の場合に検査を実施	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.04P	高					
目14	抱水クロラール	0.03P	高					
目15	農薬類	1	高					
目16	残留塩素	1						
目17	硬度 (Ca, Mg)	10-100						
目18	マンガン	0.01						
目19	遊離炭素	20						
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3						
目21	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)	0.02						
目22	有機物質 (KMnO4)	10(3)	高					
目23	臭気強度 (TON)	3TON						
目24	蒸発残留物	30-200						
目25	濁度	1度						
目26	pH	7.5						
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0						

p印は暫定値。

従属栄養細菌(HPC)については、目標値は定めませんが、将来の基準化に向けて水質検査の実施が望まれる。

水質基準の見直し等について(答申)(平成15年4月28日、厚生科学審議会)

## (3) 要検討項目(案)

番号	項目	基準値 (mg/L)	-	水質検査書略に当たっての検討箇所				
				河川水	湖沼水	地下水	資機材	消毒
検 01	銀	-						
検 02	バリウム	0.7						
検 03	ビスマス	-						
検 04	モリブデン	0.07						
検 05	アクリルアミド	0.0005						
検 06	アクリル酸	-						
検 07	17- $\beta$ -エストラジオール	0.00008P						
検 08	エチニル-エストラジオール	0.00002P						
検 09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5						
検 10	エピクロロヒドリン	0.0004P						
検 11	塩化ビニル	0.002						
検 12	酢酸ビニル	-						
検 13	2,4-ジアミノトルエン	-						
検 14	2,6-ジアミノトルエン	-						
検 15	N,N-ジメチルアニリン	-						
検 16	スチレン	0.02						
検 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)						
検 18	トリエチレンテトラミン							
検 19	ノニルフェノール	0.3P						
検 20	ビスフェノールA	0.1P						
検 21	ヒドラジン	-						
検 22	1,2-ブタジエン	-						
検 23	1,3-ブタジエン	-						
検 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2P						
検 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5P						
検 26	ミクロキスチン-LR	0.0008P						
検 27	有機すず化合物	0.0006P(TBT0)						
検 28	ブロモクロロ酢酸	-						
検 29	ブロモジクロロ酢酸	-						
検 30	ジブロモクロロ酢酸	-						
検 31	ブロモ酢酸	-						
検 32	ジブロモ酢酸	-						
検 33	トリブロモ酢酸	-						
検 34	トリクロロアセトニトリル	-						
検 35	ブロモクロロアセトニトリル	-						
検 36	ジブロモアセトニトリル	0.06						
検 37	アセトアルデヒド	-						
検 38	MX	0.001						
検 39	クロロピクリン	-						
検 40	キシレン	0.4						

水質基準の見直し等について(答申)(平成 15 年 4 月 28 日、厚生科学審議会)

## (4) 農薬類(目15)の対象農薬リスト(案)

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	チウラム	殺菌剤	0.02	51	フサライド	殺菌剤	0.1
2	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	52	メフェナセツト	除草剤	0.009
3	チオベンカルブ	除草剤	0.02	53	ブレチラクロール	除草剤	0.04
4	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌薫蒸	0.002	54	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.008	55	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3
6	ダイアジノン	殺虫剤	0.005	56	テニルクロール	除草剤	0.2
7	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	57	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
8	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤, 殺虫剤	0.04	58	カルプロバミド	殺菌剤	0.04
9	クロロタロニル	殺菌剤	0.05	59	プロモブチド	除草剤	0.04
10	プロピザミド	除草剤	0.05	60	モリネート	除草剤	0.005
11	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	61	プロシミドン	殺菌剤	0.09
12	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	62	アニコホス	除草剤	0.003
13	クロロニトロフェン(CNP):失効農薬	除草剤	0.0001	63	アトラジン	除草剤	0.01
14	CNP-アミノ体			64	ダラボン	除草剤	0.08
15	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.008	65	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.01
16	E P N	殺虫剤	0.006	66	ジメトエート	殺虫剤	0.05
17	ペンタゾン	除草剤	0.2	67	ジクワット	除草剤	0.005
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	0.005	68	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	0.03	69	エンドスルファン(エンドスルフェート,ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01
20	トリクロピル	除草剤	0.006	70	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08
21	アセフェート	殺虫剤	0.08	71	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.001
22	イソフェンホス	殺虫剤	0.001	72	グリホサート	除草剤	2
23	クロルピリホス	殺虫剤	0.03	73	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	0.05
24	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.03	74	メソミル	殺虫剤	0.03
25	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	75	ベノミル	殺菌剤	0.02
26	イプロジオン	殺菌剤	0.3	76	ベンフラカルブ	殺虫剤	0.04
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004	77	シメトリン	除草剤	0.03
28	オキシ銅	殺菌剤	0.04	78	ジメビベレート	除草剤	0.003
29	キャプタン	殺菌剤	0.03	79	フェニトエート(PAP)	殺虫剤	0.004
30	クロロネブ	殺菌剤	0.05	80	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02
31	トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2	81	エチルチオメトン	殺虫剤	0.004
32	フルトラニル	殺菌剤	0.2	82	プロベナゾール	殺菌剤	0.05
33	ペンシクロン	殺菌剤	0.04	83	エスプロカルブ	除草剤	0.01
34	メタラキシル	殺菌剤	0.05	84	ダイムロン	除草剤	0.8
35	メブロンル	殺菌剤	0.1	85	ビフェノックス	除草剤	0.2
36	アシュラム	除草剤	0.2	86	ベンスルフロメチル	除草剤	0.4
37	ジチオピル	除草剤	0.008	87	トリシクラゾール	殺菌剤	0.08
38	テルブカルブ(MBPMC):失効農薬	除草剤	0.02	88	ビベロホス	除草剤	0.0009
39	ナプロバミド	除草剤	0.03	89	ジメタメトリン	除草剤	0.02
40	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	90	アゾキシストロピン	殺菌剤	0.5
41	ブタミホス	除草剤	0.01	91	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	0.006
42	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1	92	ホセチル	殺菌剤	2
43	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.08	93	ポリカーバメート	殺菌剤	0.03
44	ペンディメタリン	除草剤	0.1	94	ハロスルフロメチル	除草剤	0.3
45	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.005	95	フラザスルフロ	除草剤	0.03
46	メチルダイムロン	除草剤	0.03	96	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
47	アラクロール	除草剤	0.01	97	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
48	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05	98	シデュロン	除草剤	0.3
49	エディフェンホス(エジフェンホス,EDDP)	殺菌剤	0.006	99	ピリプロキシフェン	殺虫剤	0.2
50	ピロキロン	殺菌剤	0.04	100	トリフルラリン	除草剤	0.06
				101	カフェンストール	除草剤	0.008

水質基準の見直し等について(答申)(平成15年4月28日、厚生科学審議会)



健康影響に関するガイドライン			飲用水の利便性に関するガイドライン		
項目 (消毒剤およびその複製生物)	ガイドライン値 (mg/L)	備考	項目	苦情レベル <sup>注12</sup>	理由
モノクロアミン	3		物理性状		
ジおよびトリクロアミン			色度	15TCU(色度単位)	外観
塩素	5	NAD ATO,注9	味・臭気		異常でないこと
二酸化塩素		注10	温度		異常でないこと
ヨウ素		NAD	濁度	5NTU(濁度単位)	外観
臭素酸	0.025	P, 7 × 10 <sup>-5</sup>	無機物質	(mg/L)	
塩素酸		NAD	アルミニウム	0.2	沈殿,着色
亜塩素酸	0.2	P	アンモニア	1.5	異臭味
2-クロロフェノール		NAD	塩化物イオン	250	味,腐食性
2,4-ジクロロフェノール		NAD	遊離塩素	0.6~1.2	異臭味
2,4,6-トリクロロフェノール	0.2	10 <sup>-5</sup> ,ATO	銅	1	着色
ホルムアルデヒド	0.9		硬度		高い:沈積物
MX		NAD			低い:腐食性
トリハロメタン		注11	硫化水素	0.05	異臭味
ブロモホルム	0.1		鉄	0.3	着色
ジブロモクロロメタン	0.1		マンガン	0.1	着色
プロモジクロロメタン	0.06	10 <sup>-5</sup>	PH		低い:腐食
クロロホルム	0.2	10 <sup>-5</sup>			高い:味,ぬめり消毒効果には8.0未達が望ましい
モノクロ酢酸		NAD	ナトリウム	200	味
ジクロ酢酸	0.05	P	硫酸イオン	250	味,腐食性
トリクロ酢酸	0.1	P	溶解性物質	1000	味
飽水クロラール	0.01	P	亜鉛	3	外観,味
クロロアセトン		NAD	有機物質	(µg/L)	
ジクロロアセトニトリル	0.09	P	トルエン	24~170	異臭味
ジブロモアセトニトリル	0.1	P	キシレン	20~1800	異臭味
プロモクロロアセトニトリル		NAD	エチルベンゼン	2~200	異臭味
トリクロロアセトニトリル	0.001	P	スチレン	4~2600	異臭味
塩化シアン	0.07		モノクロロベンゼン	10~120	異臭味
クロロピクリン		NAD	1,2-ジクロロベンゼン	1~10	異臭味
			1,4-ジクロロベンゼン	0.3~30	異臭味
			トリクロロベンゼン	5~50	異臭味
項目(放射能)	ガイドライン値 (Bq/L)	備考	消毒剤および消毒副生成物	(µg/L)	
全線量	0.1		塩素	600~1000	異臭味
全線量	1		2-クロロフェノール	0.1~10	異臭味
			2,4-ジクロロフェノール	0.3~40	異臭味
			2,4,6-トリクロロフェノール	2~300	異臭味

注1 P: 暫定ガイドライン集  
1) 毒性のある可能性があるが、情報が少ない場合。  
2) TDI から計算した際の不確定係数が1000以上の場合。  
3) ガイドライン値が実際上定下限値以下であったり、実際の処理で達成不可能と考えられる場合。  
4) 消毒によりガイドライン値を超えてしまいやすい場合。

注2 備考欄の指数値は発がんのリスク  
ガイドライン値は10<sup>-6</sup>の生涯発がん確率(その濃度の飲料水を70年間飲み続けたとき、人口10万人あたり1人の発がんが起こること)をもつと考えられる飲料水中の濃度で決定した。発がんリスク10<sup>-4</sup>について計算する場合は濃度に10を掛け、10<sup>-6</sup>について計算する場合は濃度を10で割ればよい。分析や処理技術上の問題で発がんリスク10<sup>-5</sup>の濃度の達成が困難と考えられる場合には、リスクの値を明示して暫定ガイドライン値を示している。

注3 NAD: 健康上のガイドライン値を定めるに足る情報がない。  
注4 ATO: 健康上のガイドライン値以下であっても、飲料水の外観や味、臭いなどに影響が出る。  
注5 各国で基準を設定する場合は、地質条件や飲料水摂取量、他の経路からの摂取を考慮すること。  
注6 この勧告値がすぐに達成されないことも考えられるが、様々な方法を用いて鉛の総摂取量を削減する必要がある。  
注7 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のそれぞれのガイドライン値に対する比の和が1を超えてはならない。  
注8 U: ガイドライン値を定める必要がない。  
注9 消毒のため、pH8.0未満で最低30分の接触時間後、遊離塩素0.5mg/L以上のこと。  
注10 二酸化塩素は減少が速く、亜塩素酸のガイドライン値以下であればよい。  
注11 トリハロメタン4種のそれぞれのガイドライン値に対する比の和が1を超えてはならない。  
注12 確実な値でない。状況により変化する。

## 再生水利用に関する技術上の基準

### 水質基準等及び施設基準

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理施設出口	不検出 <sup>1)</sup>	不検出 <sup>1)</sup>	備考参照 <sup>1)</sup>	不検出 <sup>1)</sup>
濁度		(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	2度以下
pH		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		- <sup>2)</sup>	- <sup>2)</sup>	40度以下 <sup>2)</sup>	10度以下 <sup>2)</sup>
臭気		不快でないこと <sup>3)</sup>	不快でないこと <sup>3)</sup>	不快でないこと <sup>3)</sup>	不快でないこと <sup>3)</sup>
残留塩素	責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 <sup>4)</sup>	(管理目標値 <sup>4)</sup> ) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 <sup>5)</sup>	備考参照 <sup>4)</sup>	(管理目標値 <sup>4)</sup> ) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 <sup>5)</sup>
施設基準		砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	凝集沈殿+砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること
備考		1)検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4)供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	1)検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定 3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4)消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5)供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い	1)暫定的に現行基準(大腸菌群数1000CFU/100mL)を採用 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4)生態系保全の観点から塩素消毒以外の処理を行う場合があること及び人間が触れることを前提としない利用であるため規定しない	1)検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法) 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定 4)消毒の残留効果が特に必要ない場合には適用しない 5)供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い

下水処理水の再利用水質基準等マニュアル(平成17年4月 国土交通省都市・地域整備局下水道部)

注) 水洗用水：水洗便所においてフラッシュ用水用途に用いる水

散水用水：植樹帯、芝生、路面、グラウンド等への散水用途に用いる水

修景用水：景観維持を主たる目的としており、人間が触れることを前提としていない用途に用いる水

親水用水：レクリエーションとしての利用を主たる目的としており、人間が触れることを前提としている用途に用いる水。「人間が触れること」とは、手足を浸す前提の利用を基本とするが、水浴等の全身的な接触の可能性も含めるものとする。また、霧状の飛沫が発生するような大規模な滝、噴水等を有する施設については、当面、親水用水利用として扱う。

管理目標値：常に遵守しなければならない基準値とは異なり、再生処理施設の運転管理において極力満足すべき値を指す。

### 水道水源保全関連二法に基づく特定項目

項目	化学式	水道水の基準	水質基準の70%値
クロロホルム	CHCl <sub>3</sub>	0.06mg/L	0.042mg/L
ジブロモクロロメタン	CHBr <sub>2</sub> Cl	0.1 mg/L	0.07 mg/L
ブロモジクロロメタン	CHBrCl <sub>2</sub>	0.03mg/L	0.021mg/L
ブロモホルム	CHBr <sub>3</sub>	0.09mg/L	0.063mg/L
総トリハロメタン	-	0.1 mg/L	0.07 mg/L

\*1 水道水源保全関連二法・・・「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」（平成6年3月4日法律第8号（平成12年6月2日法律第106号改正））及び「特定水道利水障害防止のための水道水源水域水質保全に関する特別措置法」（平成6年3月4日法律第9号（平成11年12月22日法律第160号改正））をいう。

\*2 クロロホルムは動物実験で発ガン性が確認されている。

\*3 各トリハロメタン生成能と総トリハロメタンの生成能の分析値とそれぞれの水質基準値の70%値とを比較する。

### 農業(水稲)用水基準

項目	pH	COD	SS	DO	T-N	導電率	ヒ素	亜鉛	銅
単位	-	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	μS/cm	mg/L	mg/L	mg/L
基準	6.0~7.5	6以下	100以下	5以上	1以上	300以下	0.05以下	0.5以下	0.02以下

農林水産技術会議 昭和46年10月4日

### 工業用水供給標準値

項目	濁度	pH	アルカリ度	硬度	蒸発残留物	塩素イオン	鉄	マンガン
単位	度	-	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
標準値	20	6.5~8.0	75	120	250	80	0.3	0.2

注) 工業用水使用者の要望水質を勘案した一応の標準値である。

日本工業用水協会・工業用水水質基準制定委員会 昭和46年

## 水産用水基準

### (1) 生活環境項目

項目	河川		湖沼		海域
	自然繁殖の条件	生育の条件	自然繁殖の条件	生育の条件	
BOD	3mg/L 以下	5mg/L 以下			
	2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)			
COD <sup>*1</sup>			4mg/L 以下	5mg/L 以下	一般海域...1mg/L 以下 ノリ養殖場及び閉鎖性内湾沿岸域 ...2mg/L 以下
			2mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	3mg/L 以下 (サケ、マス、アユ)	
全リン			0.1mg/L 以下(コイ、フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における水産1種 0.03mg/L 以下 水産2種 0.05mg/L 以下 水産3種 0.09mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態リン 0.007~0.014mg/L
全窒素			1 mg/L 以下(コイ、フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における水産1種 0.3mg/L 以下 水産2種 0.6mg/L 以下 水産3種 1.0mg/L 以下 ノリ養殖場の最低濃度無機態窒素 0.07~0.1mg/L
DO	6mg/L 以上(サケ、マス、アユには7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季低層で最低限維持 すべき濃度...4.3mg/L(3mL/L)
pH	6.7~7.5				7.8~8.4
	(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。)				
懸濁物質 (SS)	1. SS25mg/L 以下 (人為的に加えられる SS5mg/L 以下)		サケ、マス、アユ	温水性魚類	人為的に加えられる SS2mg/L 以下 海藻類の繁殖適水位において必要な 照度が保持され、その繁殖、生長に 影響を及ぼさないこと。
	2. 忌避行動等の反応を起こさせる 原因とならないこと。 3. 日光透過を妨げ、水生植物の繁殖、 生長に影響を及ぼさぬこと。				
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。嫌忌行動の原因とならないこと。				
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと				
大腸菌群	1000MPN/100mL 以下 (生食用のカキ飼育: 70MPN/100mL 以下)				
油分	水中には油分が含まれないこと、水面に油膜が認められないこと。				
有害物質	有害物質の基準値は、表 1、表 2 および表 3 に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。				
底質	有機物等により汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。			(乾泥として) COD20mg/g 以下 硫化物 0.2mg/g 以下 n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下	
	1. 微細な懸濁物が岩面、又は礫、砂利等に付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 2. 溶出して有害性を示す成分を含まないこと。				

\*1: 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。(海域における COD 水産用水基準はアルカリ性法、COD 環境基準は酸性法である。アルカリ性法 COD 値 酸性法 COD 値 × 0.6)

水産用水基準 (2000 年版) 平成 12 年 12 月 (社) 日本水産資源保護協会

(2) 有害物質

表1 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L		項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域		淡水域	海域
カドミウム	ND	ND	トリクロロエチレン	0.03	0.03
全シアン	ND	ND	テトラクロロエチレン	0.01	0.01
鉛	0.001	0.003	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002	0.002
六価クロム	0.003	0.01	チウラム	0.006	-
ヒ素	0.01	0.01	シマジン	0.003	-
総水銀	ND	ND	チオベンカルブ	0.02	0.02
アルキル水銀	ND	ND	ベンゼン	0.01	0.01
PCB	ND	ND	セレン	0.002	0.01
ジクロロメタン	0.02	-	硝酸性窒素	10	10
四塩化炭素	0.002	0.002	亜硝酸性窒素	0.03	0.06
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	ふっ素	0.8	1.4
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	ほう素	ND	4.5
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	ダイオキシン	1pgTEQ/L	1pgTEQ/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-			

表2 要監視項目として定められている有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L		項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域		淡水域	海域
クロロホルム	0.01	0.06	ジクロロボス (DDVP)	0.00003	0.0004
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	フェノバルブ (BPMC)	0.0003	0.003
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.1	イプロベンホス (IBP)	0.0001	0.008
イソキサチオン	0.00002	0.00003	クロルニトロフェン (CNP)	0.06	0.08
ダイアジノン	0.00004	0.0001	トルエン	0.6	0.4
フェニトロチオン (MEP)	0.00001	0.00001	キシレン	0.4	-
イソプロチオラン	0.01	0.04	フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
オキシ銅 (有機銅)	0.008	-	ニッケル	ND	ND
クロロタロニル (TPN)	0.002	0.002	モリブデン	0.07	0.07
プロピザミド	0.008	-	アンチモン	ND	0.4
E P N	ND	0.0002			

表3 環境基準と要監視項目に該当しない有害物質の基準値

項目	基準値 mg/L		項目	基準値 mg/L	
	淡水域	海域		淡水域	海域
全アンモニア	0.2	0.3	鉄	0.1	2
残留塩素 (残留オキシダント)	ND	ND	陰イオン界面活性剤	ND	ND
硫化水素	ND	ND	非イオン界面活性剤	ND	ND
銅	0.001	0.0001	ベンゾ(a)ピレン	0.00001	0.00001
亜鉛	0.001	0.005	トリブチルスズ化合物	0.0001	0.000002
アルミニウム	ND	0.1	フェノール	1	1
マンガン	1	0.6			

1: ND は分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

2:-は基準が設定されていない

水産用水基準 (2000年版) 平成 12年 12月 (社) 日本水産資源保護協会

下水処理場の放流水の基準

方法	pH	大腸菌群数	SS	BOD	T-N	T-P	
嫌気無酸素好気法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	5.8 以上 8.6 以下	3000 個/mL 以下	40mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	0.5mg/L 以下	
嫌気無酸素好気法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法						0.5 ~ 1 mg/L	
嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法						1 ~ 3 mg/L	
嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法					-		
嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法					10mg/L 以下	1mg/L 以下	
嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法					10 ~ 20 mg/L	1 ~ 3 mg/L	
嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法						-	
嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法					-	1mg/L 以下	
嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法					-	1 ~ 3 mg/L	
標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法					-	-	
嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)					10 ~ 15 mg/L 以下	20mg/L 以下	3mg/L 以下
嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法						-	-
嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法						-	3mg/L 以下
標準活性汚泥法						-	-

\*総理府令または条例により上記基準よりも厳しい排水基準が定められている放流水についてはその排水基準を適用する

下水道法施行令 平成 17 年 10 月 26 日政令第 327 号改正

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
シアン化合物	1.0mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
有機リン化合物	1.0mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ひ素及びその化合物	0.1mg/L 以下		10mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	ほう素及びその化合物	河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除 230mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと		海域放流先とする下水道に排除
PCB	0.003mg/L 以下		8mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除 15mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下		海域放流先とする下水道に排除
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	5mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.02mg/L 以下		

特定事業場からの下水の排除に係る水質の基準を定める条例の基準

項目	基準		備考
	製造業、ガス供給業*1	左記以外の場合	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	125mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 1.25 倍とする。	380 mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 3.8 倍とする。	条例によって基準が設定される。条例の基準は左記の基準より厳しいものであってはならない。
pH	5.7 を超え 8.7 未満	5 を超え 9 未満	
BOD	300mg/L 未満	600mg/L 未満	
SS	300mg/L 未満	600mg/L 未満	
n-ヘキサン抽出物質			
鉱油類	-	5mg/L 以下	
動植物油脂類	-	30mg/L 以下	
窒素	150mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 1.25 倍とする。	240mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 2 倍とする。	
リン	20mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 1.25 倍とする。	32mg/L 未満 条例で排水基準が定められている場合は、その排水基準の 2 倍とする。	

\*1：当該特定施設からの汚水量が下水処理施設で処理される全汚水量の 1/4 以上と認められるが、その他やむを得ない場合に限る

下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令 147 号（平成 17 年 10 月 26 日政令第 327 号改正））

農薬のゴルフ場排水暫定指導指針値

	農薬名	指針値		農薬名	指針値	
殺虫剤	アセフェート	0.8 mg/L 以下	殺菌剤	ベンシクロン	0.4 mg/L 以下	
	イソキサチオン	0.08mg/L 以下		ホセチル	23 mg/L 以下	
	イソフェンホス	0.01mg/L 以下		ポリカーバメート	0.3 mg/L 以下	
	エトフェンブロックス	0.8 mg/L 以下		メタラキシル	0.5 mg/L 以下	
	クロルピリホス	0.04mg/L 以下		メプロニル	1 mg/L 以下	
	ダイアジノン	0.05mg/L 以下		除草剤	アシュラム	2 mg/L 以下
	チオジカルブ	0.8 mg/L 以下			ジチオビル	0.08mg/L 以下
	トリクロルホン (DEP)	0.3 mg/L 以下			シデュロン	3 mg/L 以下
	ピリダフェンチオン	0.02mg/L 以下			シマジン (CAT)	0.03mg/L 以下
	フェニトロチオン (MEP)	0.03mg/L 以下			テルブカルブ (MBPMC)	0.2 mg/L 以下
殺菌剤	アゾキシストロピン	5 mg/L 以下	トリクロビル		0.06mg/L 以下	
	イソプロチオラン	0.4 mg/L 以下	ナプロバミド		0.3 mg/L 以下	
	イプロジオン	3 mg/L 以下	ハロスルフロンメチル		0.3 mg/L 以下	
	イミノクタジン酢酸塩	0.06mg/L 以下 (イミノクタジンとして)	ピリプチカルブ		0.2 mg/L 以下	
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04mg/L 以下	除草剤		ブタミホス	0.04mg/L 以下
	オキシ銅 (有機銅)	0.4 mg/L 以下		フラザスルフロン	0.3 mg/L 以下	
	キャプタン	3 mg/L 以下		プロピザミド	0.08mg/L 以下	
	クロタロニル (TPN)	0.4 mg/L 以下		ベンスリド (SAP)	1 mg/L 以下	
	クロロネブ	0.5 mg/L 以下		ペンディメタリン	0.5 mg/L 以下	
	チウラム (チラム)	0.06mg/L 以下		ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8 mg/L 以下	
トリクロホスメチル	0.8 mg/L 以下	メコプロップ (MCP)		0.05mg/L 以下		
フルトラニル	2 mg/L 以下	メチルダイムロン		0.3 mg/L 以下		
プロピコナゾール	0.5 mg/L 以下					

・フェニトロチオンの指針値は、平成4年12月21日改正環水土第187号で0.1mg/L 0.03mg/L に改正された  
 ・エトフェンブロックス、チオジカルブ、アゾキシストロピン、イミノクタジン酢酸塩、プロピコナゾール、ホセチル、ポリカーバメート、シデュロン、ハロスルフロンメチル、フラザスルフロンは平成13年12月28日改正環水土第243号で追加された

平成2年5月24日環水土第77号 環境庁水質保全局長 (平成13年12月28日環水土第243号改正)

公共用水域等における農薬の水質評価指針

農薬名	種類	評価指針値	農薬名	種類	評価指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L 以下	ブタミホス	除草剤	0.004mg/L 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L 以下	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08 mg/L 以下	ブレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L 以下	プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006mg/L 以下	プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L 以下	フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L 以下	ベンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006mg/L 以下	ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L 以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L 以下	ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L 以下	メフェナセツト	除草剤	0.009mg/L 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L 以下	メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002mg/L 以下	モリネート	除草剤	0.005mg/L 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L 以下			

平成6年4月15日環水土第86号 環境庁水質保全局長

### プール水の水質基準

項目	厚生労働省遊泳プール水質基準 (平成 13 年 7 月 24 日)	文部科学省学校水泳プール水質判定基準 (平成 13 年 8 月 28 日)
色度	-	-
水素イオン濃度(pH 値)	5.8~8.6	5.8~8.6
濁度	2 度以下	2 度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	12mg/L 以下
遊離残留塩素	0.4~1.0mg/L	プールの対角線上 3 点以上で表面及び中層全ての点で 0.4~1.0mg/L
二酸化塩素	0.1~0.4mg/L	-
亜塩素酸	1.2mg/L 以下	-
大腸菌群	検出されないこと	検出されてはならない
一般細菌数	200CFU/mL 以下	1mL 中 200 CFU 以下
臭気	-	-
外観	-	-
総トリハロメタン	暫定目標値として概ね 0.2mg/L 以下が望ましい	0.2mg/L 以下が望ましい
備考	-	原水は飲料水基準に適合することが望ましい

### 公衆浴場における水質基準

項目	基準値	
	原水、原湯、上り用湯及び上り用水	浴槽水
色度	5 度以下	-
濁度	2 度以下	5 度以下
PH 値	5.8 以上 8.6 以下	-
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L 以下	25mg/L 以下
大腸菌群	50mL 中検出せず	1 個/mL 以下
レジオネラ属菌	10CFU/100mL 未満	10CFU/100mL 未満

平成 12 年 12 月 15 日 生衛発第 1811 号

### 水浴場の判定基準(環境庁)

	区分	糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界: 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 湖沼は 3mg/L 以下	全透(水深 1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 湖沼は 3mg/L 以下	全透(水深 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	水深 1m 未満~ 50cm 以上
	水質 C	1000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	水深 1m 未満~ 50cm 以上
不	適	1000 個/100mL を越える	常時油膜が認められる	8mg/L 超	水深 50cm 未満

(平成 9 年 4 月環水管第 115 号改正)

## 今後の河川水質管理の指標(案)

### 人と河川の豊かなふれあいの確保

ランク	説明	評価項目と評価レベル <sup>1)</sup>				
		ゴミの量	透視度 (cm)	川底の 感触 <sup>3)</sup>	水のおい	糞便性大腸菌群 数(個/100mL)
A	顔を川の水につけやすい	川の中や水際にゴミはみあたらない または、ゴミはあるが全く気にならない	100以上 <sup>2)</sup>	不快感がない	不快でない	100以下
B	川の中に入って遊びやすい	川の中や水際にゴミは目に付くが、我慢できる	70以上	ところどころヌルヌルしているが、不快でない		1000以下
C	川の中には入れないが、川に近づくことができる	川の中や水際にゴミがあつて不快である	30以上	ヌルヌルしており不快である	水に鼻を近づけて不快な臭いを感じる 風下の水際に立つと不快な臭いを感じる	1000を超えるもの
D	川の水に魅力がなく、川に近づきにくい	川の中や水際にゴミがあつてとても不快である	30未満		風下の水際に立つと、とても不快な臭いを感じる	

1) 評価レベルについては、河川の状況や住民の感じ方によって異なるため、住民による感覚調査等を実施し、設定することが望ましい。

2) 実際には100cmを超える水質レベルを設定すべきであり、今後の測定方法の開発が望まれる。

3) 川底の感触とは、河床の礫に付着した有機物や藻類によるヌルヌル感を対象とする。そのため、川底の感触は、ダム貯水池、湖沼、堰の湛水域には適用しない。

### 豊かな生態系の確保

ランク	説明	評価項目と評価レベル		
		DO (mg/L)	NH <sub>4</sub> -N (mg/L)	水生生物の生息*)
A	生物の生息・生育・繁殖環境として非常に良好	7以上	0.2以下	・きれいな水 ・カワゲラ ・ナガレトビケラ等
B	生物の生息・生育・繁殖環境として良好	5以上	0.5以下	・少しきたない水 ・コガタシマトビケラ ・オオシマトビケラ等
C	生物の生息・生育・繁殖環境として良好とは言えない	3以上	2.0以下	・きたない水 ・ミズムシ ・ミズカマキリ等
D	生物が生息・生育・繁殖しにくい	3未満	2.0を超えるもの	・大変きたない水 ・セスジユスリカ ・チョウバエ等

\* ) 水生生物の生息は流れのある瀬で調査を実施する。そのため、水生生物の生息はダム貯水池、湖沼、堰の湛水域には適用しない。

### 利用しやすい水質の確保

ランク	説明	評価項目と評価レベル			
		安全性	快適性		維持管理性
		トリハロメタン生成能(μg/L)	2-MIB (ng/L)	ジオスミン(ng/L)	NH <sub>4</sub> -N (mg/L)
A	より利用しやすい	100以下	5以下	10以下	0.1以下
B	利用しやすい		20以下	20以下	0.3以下
C	利用するためには高度な処理が必要	100を超えるもの	20を超えるもの	20を超えるもの	0.3を超えるもの

: 評価レベル

今後の河川水質管理の指標について(案)(平成17年3月 国土交通省河川局 河川環境課)

生物学的な水質階級

	強腐水性 (ps)		中腐水性 (m)	中腐水生 (ms)	貧腐水生 (os)
	(p)	(s)			
化学的過程	還元および分解による腐敗現象が著しく起る。		水中および底泥に酸化過程があらわれる。	酸化過程がさらに進行する。	酸化ないし無機化の完成した段階。
溶存酸素	全然ないが、あってもきわめてわずか。		かなりある。	かなり多い。	多い。
BOD	常にすこぶる高い 50mg/L以上	10~50 mg/L	高い。 5~10mg/L	かなり低くなる。 2~mg/L	低い。 2 mg/L以下
H <sub>2</sub> Sの形成	たいてい認められる。強い硫化水素臭がある。		強い硫化水素臭はなくなる。	ない。	ない。
水中の有機物	炭酸および高分子窒素化合物、殊に蛋白質、ホリペプチドが豊富に存在。		高分子化合物の分解によるアミノ酸が豊富に存在。	脂肪酸のアンモニア化合物が多い。	有機物は分解されてしまっている。
底泥	黒色の硫化鉄がしばしば存在。底泥は黒色。		硫化鉄が酸化されて水酸化鉄になるため底泥は黒色を呈しない。		底泥がほとんど酸化されている。
バクテリア	大量的に存在。時には1ccにつき100万以上。 ベギアトア      スファエロチルス(ミズワタ)		バクテリアの数はまだ多い。通常、1ccあたり10万以下。	バクテリア数減少。1ccあたり1万以下。	少ない。1ccあたり100以下。
生息生物の生態学的特徴	動物はほとんど例外なくバクテリア摂食者。pHの変化に強く少量の酸素でも耐える嫌気性の生物。全て腐敗毒、とくにH <sub>2</sub> SおよびNH <sub>3</sub> に対し強い抵抗性をもつ。		動物ではまだバクテリア摂食者が優占的であるが、その他に肉食動物もふえてくる。すべてpHおよび酸素の変化に対し高い適応性を示す。NH <sub>3</sub> に対しては大抵のものが抵抗性をもつが、H <sub>2</sub> Sに対してはかなり弱いものがある。	pHの変動および酸素の変動にすこぶる弱い。また腐敗毒に長時間耐えることができない。	腐敗性汚濁に対して弱くpHの変動、溶存酸素の変動に弱い。腐敗産物、殊にH <sub>2</sub> Sに耐えることができない。
植物	珪藻、緑藻、接合藻および高等植物は出現しない。		藻類が大量に発生。藍藻、接合藻、珪藻、緑藻が出現。	珪藻、緑藻、接合藻の多くの種類が出現。鼓藻類はここが主。	水中の藻類は少ない。ただし着生藻類は多い。
水草		クロモ      イトヤナギモ      センニンモ      エビモ		ササバモ	バイカモ      セキショウモ      ネジレモ
動物	マイクロなものが主で、原生動物が優勢。		まだマイクロなものが大多数を占める。	多種多様になる。	多種多様。
原生動物	アメーバ類、鞭毛虫類、繊毛虫類が出現。太陽虫類、双鞭毛虫類、吸管虫類は出現しない。		太陽虫、吸管虫類がポツポツあらわれる。双鞭毛虫類はまだない。	太陽虫、吸管虫類の汚濁に弱い種類が出現。双鞭毛虫類も出現。	鞭毛虫、繊毛虫類は少数あらわれるのみ。
後生動物	輪虫、蠕形動物、昆虫幼虫が少数出現することがある。ヒドラ、淡水海綿、蘚苔動物、小形甲殻類、貝類、魚類は生息しない。		淡水海綿および蘚苔動物はまだ出現しない。貝類、甲殻類、昆虫が出現。魚類のうちコイ、フナ、ナマズなどはここにも生息する。	淡水海綿、蘚苔動物、ヒドラ、貝類、小形甲殻類、昆虫の多くの種類が出現。両生類および魚類も多くの種類が出現。	昆虫幼虫の種類が多い(水生昆虫20種類以上)ほか各種の動物が出現。
昆虫類	ユスリカ幼虫      シオカラトンボ      コガタシマトビケラ	チョウバエ      ハナアブ	ヒメカゲロウ      ヒメタドロムシ		ヒナガガ、カワガ、カワガの類が5種以上 ヒゲナガカワトビケラが多い
貝類	サカマキガイ      ヒメモノアラガイ		ヒメタニシ      モノアラガイ	カワニナ	
甲殻類			ザリガニ      ミズムシ	スジエビ	サワガニ      ヨコエビ
ヒル・ミズ	イトミミズ      シマイシビル			プラナリア	
魚類					← ヤマメ・イワナ ← オイカワ・カワムツ ← アユ ← コイ・フナ

津田(1964)、中島(1983)より作成

### 悪臭物質の規制基準

敷地境界線における規制基準の範囲（大気中の含有率）

項目	規制基準 (ppm)	項目	規制基準 (ppm)
アンモニア	1~5	イソバレルアルデヒド	0.003~0.01
メチルメルカプタン	0.002~0.01	イソブタノール	0.9~20
硫化水素	0.02~0.2	酢酸エチル	3~20
硫化メチル	0.01~0.2	メチルイソブチルケトン	1~6
二硫化メチル	0.009~0.1	トルエン	10~60
トリメチルアミン	0.005~0.07	スチレン	0.4~2
アセトアルデヒド	0.05~0.5	キシレン	1~5
プロピオンアルデヒド	0.05~0.5	プロピオン酸	0.03~0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009~0.08	ノルマン酪酸	0.001~0.006
イソブチルアルデヒド	0.02~0.2	ノルマル吉草酸	0.0009~0.004
ノルマルバレールアルデヒド	0.009~0.05	イソ吉草酸	0.001~0.01

(~は以上、以下を表す)

悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日総理府令第39号(平成13年3月21日環境省令第6号改正)

### 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下 農用地においては、米1kg につき1mg未満	四塩化炭素	0.002mg/L以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
有機りん(パラリン、オルガリン、メチルジメチル及びEPNをいう)	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
		1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下 農用地(田に限る)において、 土壌1kgにつき15mg未満	チウラム	0.006mg/L以下
		シマジン	0.003mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
PCB	検出されないこと	セレン	0.01mg/L以下
銅	農用地(田に限る)において、 土壌1kgにつき125mg未満	ふっ素	0.8mg/L以下
		ほう素	1mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		

平成3年8月23日環境庁告示第42号(平成13年3月28日環境省告示第16号改正)

産業廃棄物に係る判定基準

関係法令	法令 <sup>1)</sup>					法令 <sup>2)</sup>		法令 <sup>3)</sup>	
	埋立処分		海洋投入処分			海洋埋立処分		海洋焼却処分	
	第1条 <sup>4)</sup> 別表1	第3条 <sup>4)</sup> 別表1、5、6	第2条 <sup>4)</sup> 別表2	第2条 <sup>4)</sup> 別表3	第2条 <sup>4)</sup> 別表4	第1、2条 <sup>5)</sup> 別表1	第3条 <sup>5)</sup> 別表2	第1条 <sup>5)</sup> 別表	
主な対象物	燃え殻、ばいじん、汚泥	燃え殻、ばいじん、汚泥とその処理物	有機性汚泥	非水溶性無機性汚泥	廃酸 廃アルカリ	水底土砂	廃酸 廃アルカリ	油	
目	検定方法の区分 (単位)	溶出(mg/L)	溶出(mg/L)	含有(mg/kg)	溶出(mg/L)	含有(mg/L)	溶出(mg/L)	含有(mg/L)	含有(mg/kg)
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	-
水銀又はその化合物		0.005	0.005	0.025	0.0005	0.025	0.005	0.005	-
カドミウム又はその化合物		0.3	0.3	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	-
鉛又はその化合物		0.3	0.3	1	0.01	1	0.1	0.1	5
有機りん化合物		1	1	1	検出されないこと	1	1	1	-
六価クロム		1.5	1.5	0.5	0.05	0.5	0.5	0.5	25
ヒ素又はその化合物		0.3	0.3	0.15	0.01	0.15	0.1	0.1	5
シアン化合物		1	1	1	検出されないこと	1	1	1	-
P C B		0.003	0.003	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	0.003	-
トリクロロエチレン		0.3	0.3	0.3	0.03	0.3	0.3	0.3	15
テトラクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	5
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2	10
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	1
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.004	0.04	0.04	0.04	2
1,1-ジクロロエチレン		0.2	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2	10
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.04	0.4	0.4	0.4	検出されないこと
1,1,1-トリクロロエタン		3	3	3	1	3	3	3	150
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06	3
1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	1
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06	検出されないこと
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.003	0.03	0.03	0.03	1.5
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2	10
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	5
セレン又はその化合物		0.3	0.3	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	5
有機塩素化合物 <sup>7)</sup>		-	-	4	1	4	40(mg/kg)	-	40
銅又はその化合物		-	-	10	0.14	10	3	-	70
亜鉛又はその化合物		-	-	20	0.8	20	5	-	450
亜鉛化合物		-	-	15	3	15	15	-	40
ベリリウム又はその化合物		-	-	2.5	0.25	2.5	2.5	-	125
クロム又はその化合物		-	-	2	0.2	2	2	-	100
ニッケル又はその化合物		-	-	1.2	0.12	1.2	1.2	-	60
バナジウム又はその化合物		-	-	1.5	0.15	1.5	1.5	-	75
フェノール類		-	-	20	0.2	20	-	-	-
ダイオキシン類		3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	-	-	-	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	-

- 注 1) : 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号、改正平成17年9月13日環境省令第17号)、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号、改正平成15年3月3日環告15号)
- 2) : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第6号、改正平成17年4月19日環境省令第11号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号、改正平成12年12月14日環境庁告示第78号)
- 3) : 船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める総理府令(昭和55年10月21日総理府令第51号、改正平成17年4月19日環境省令第11号)、船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に含まれる金属等の検定方法(昭和55年10月29日環境庁告示第63号、改正平成10年4月24日環境庁告示第19号)
- 4) : 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号、改正平成17年9月13日環境省令第17号); 第1条(産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準)、第2条(特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準)
- 5) : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第6号、改正平成17年4月19日環境省令第11号); 第1条(水底土砂に係る判定基準)、第2条(汚泥等に係る判定基準)、第3条(廃酸、廃アルカリに係る判定基準)
- 6) : 船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める総理府令(昭和55年10月21日総理府令第51号、改正平成17年4月19日環境省令第11号); 第1条(判定基準)
- 7) : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号、改正平成17年9月30日政令第310号)

### 底質の暫定除去基準

暫定除去基準値（底質の乾燥重量当り）		
	河川・湖沼	海域
水銀	25ppm 以上	<p>次式による算出値（C）以上のもの</p> $C=0.18 \times H / (J \times S) \text{ (ppm)}$ <p>H：平均潮差（m） J：溶出率 S：安全率</p> <p>潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては平均潮差に代えて次式の H とする</p> $H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times 12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)}$ <p>溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質から求め、その平均値とする</p> <p>安全率 S：10 漁業が行われていない地域 50 底質や底質付着生物を摂取する魚介類の漁獲量が総漁獲量の概ね 1/2 以下の水域 100 上記の割合が概ね 1/2 を越える水域</p>
P C B	10ppm 以上	魚介類の P C B 汚染の推移からみて問題がある水域は、より厳しい基準値を設定

昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号 環境庁水質保全局長通知（昭和 63 年 9 月 8 日第 127 号改正）

### ダイオキシン類環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	1 pg-TEQ/L 以下
底 質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号（平成 14 年 7 月 22 日環境庁告示第 46 号改正）